

## 住民投票条例における投票資格者としての年齢要件の考え方について

## ◆他市町の条例における投票資格者の考え方

市町名 条例名	条 文	考 え 方
野洲市 野洲市住民投票 条例	野洲市に住所を有する満 <u>18歳以上の者</u> (引き続き3カ月以上野洲 市の住民基本台帳に記録さ れている者)	投票ができる住民＝野洲のまちづくりの主体者 ・まちの将来に影響を及ぼす市政に関する重要事項 が対象であり、若い世代の意見を反映することが必要 である。 ・年齢要件が満たない若い世代からも、住民投票に よらず、様々な手法により、投票に付すべき重要事 項について積極的に意見を聞くことで、まちづくり の参加意識を高めることにつながる。
草津市 草津市住民投票 条例	・選挙権を有する者 ( <u>満20歳以上</u> )	・地方公共団体の団体意思の決定に間接的に関与す る住民投票と公職の代表を選挙する選挙権者が異なる ことは、法的に一貫性を欠く ・二元代表制を前提とし、その枠組みの中で実施さ れるべき ・選挙権を有するものより、住民投票の投票資格者 が拡大した場合、選挙権を有しない者の意思がそれ を有するも者の決定を覆すことになる可能性がある。 ・住民投票の対象事案が選挙において争点となつた とき、双方の結果が異なると混乱を生じることから、 住民投票制度の安定性、信頼性を確保する必要があ る。 ・政治的な判断ができる資格を持つ者として現行法 として整備されている公職選挙法に基づくことが合 理的である。
川崎市 川崎市住民投票 条例	川崎市の区域内に住所を有 する満年齢 <u>18歳以上</u> の者 (引き続き3カ月以上川崎 市の住民基本台帳に記録さ れている者)	住民投票は、住民の福祉に重大な影響を与える可 能性のある事案が対象となることから、選挙権の有 無にかかわらず、出来る限り幅広い住民が投票に参 加できることが望ましいが、未成年者については、 投票資格者になることによって、投票運動などで受 ける精神的影響をなども考慮する必要もあり、あま り低い年齢では適切ではない。
豊中市 豊中市市民投票 条例	豊中市に住所を有する満 <u>18歳以上の者</u> (引き続き3カ月以上豊中 市の住民基本台帳に記録さ れている者)	「将来にわたって市に重要な影響を及ぼすと考えら れる事項」ですから、将来の世代にもできる限り投 票資格を認めるべきであるとの考え方にたつて、満 18歳以上の住民が投票できることとした。

市町名 条例名	条 文	考 え 方
大和市 大和市住民投票 条例	大和市に住所を有する満 <u>16歳以上の者</u> (引き続き3カ月以上、大 和市の住民基本台帳に記録 されている者)	義務教育を修了し、社会人として働くことができる 年齢であることや、住民投票の対象となる事業は、 市の将来を左右する重大な問題のはずであり、でき るかぎり幅広い層の住民意見を聴くべきである。
小諸市 小諸市自治基本 条例	小諸市に住所を有する満 <u>16歳以上の者</u> (引き続き3カ月以上、大 和市の住民基本台帳に記録 されている者)	高校生もまちづくりに参加する具体的な権利を持つ ことにより、将来に対しての意識の醸成が図れるこ と、周囲も高校生がまちづくりへ参加するための環 境づくりを意識していること、また、義務教育が終了 していること

◆統計

年齢別人口（平成26年10月1日現在人口）

	日本人			外国人		
	合計	男	女	合計	男	女
20歳以上	32,225人	15,602人	16,623人	364人	139人	225人
18歳以上	33,106人	16,061人	17,045人	377人	142人	235人
16歳以上	33,979人	16,533人	17,446人	384人	149人	235人

15歳以下人口（平成26年10月1日）

年 齢	人 数	年 齢	人 数
15歳	415人	7歳	339人
14歳	412人	6歳	326人
13歳	442人	5歳	348人
12歳	427人	4歳	351人
11歳	388人	3歳	327人
10歳	363人	2歳	348人
9歳	364人	1歳	326人
8歳	329人	0歳	307人